

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	☒ 積算基準 三重県県土整備部制定 令和7年11月制定 ☒ 単価適用日 令和8年7月1日制定
イ 適用図書	☒ 委託契約書 ☒ 測量業務共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年11月） ☒ 三重県公共測量作業規定（作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号、平成25年度国土交通省告示第286号及び平成28年度国土交通省告示第565号及び令和2年第461号及び令和5年第250号及び令和7年第240号により一部改正）準用） ☐ その他（ ）
ウ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督職員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書を監督職員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☒ 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。 ☒ 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、（ ☒ 既設の基準点 ☒ （1～4等三角点又は1～3級基準点） ☐ 任意の基準点 ☐ 他業務において設置されている基準点）とする。 ☐ その他（ ）
エ 成果の提出	☒ 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督職員が必要ないと判断したものについては除外する。 ☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ☐ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ☐ その他（ ）
オ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
カ 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
キ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。
ク その他	☐ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 ☐ その他（ ）

（注）

- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市

令和8年4月

委 託 業 務 仕 様 書

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月最新改定令和7年11月）」（三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧）を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。
- また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
- 4 三重県業務委託共通仕様書（測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項）に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。